

医 政 歯 発 1104 第 1 号
令 和 4 年 11 月 4 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

令和 4 年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について（通知）

歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 6 条第 3 項及び歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 6 条第 3 項に基づき、歯科衛生士及び歯科技工士は、2 年ごとに、12 月 31 日現在における厚生労働省令で定める業務従事状況等の事項（業務従事者届）を就業地の都道府県知事に届け出なければならないこととされています。

令和 4 年における業務従事者届の届出の内容及び実施方法については、下記のとおりといたしますので、内容を御了知の上、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届に係る事務を実施いただきますよう、お願いいたします。

記

1 業務従事者届様式、業務従事者届記載要領及び留意事項について

歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号）様式第 5 号及び歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）様式第 3 号による業務従事者届様式は、前回届出年（令和 2 年）から変更はなく、別添 1 及び 2 のとおりとなります。また、業務従事者届記載要領についても、前回届出年（令和 2 年）から変更はなく、別添 3 及び 4 のとおりとなります。

2 オンライン届出の実施について

「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、令和 4 年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となります。オンライン届出の実施方法等は、以下の（1）～（3）のとおりです。

なお、引き続き、紙媒体による業務従事者届の届出も可能としていますが、紙媒体による届出方法については、従来と同様となります。

(1) オンライン届出の実施方法（概要）

- ① 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設 ID を取得。
- ② 事務担当者が、専用サイトにおいて歯科衛生士、歯科技工士ごとに利用者 ID を設定し、歯科衛生士、歯科技工士本人に伝達。
- ③ 歯科衛生士、歯科技工士本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel 様式）をアップロード。
- ④ 事務担当者が、医療機関等に勤務する歯科衛生士、歯科技工士の届出データを一括して専用サイト上で登録。
- ⑤ 都道府県は、オンライン届出された業務従事者届に係る情報について、医療従事者届出システムを通じて、衛生行政報告例の電子調査票の形式（Excel 様式）で出力することができる。

(2) 医療従事者届出システムの運用に係る詳細な情報

医療従事者届出システムへのアクセス方法、医療従事者届出システムの操作マニュアル、医療従事者届出システムに係る Q&A などについては、以下の厚生労働省の専用ホームページにおいて随時掲載していきますので、適宜ご参照ください。

あわせて、医療従事者届出システムの運用に係る重要な情報については、別途、事務連絡でもお知らせさせていただきますので、事務連絡の内容についても、ご参照いただきますよう、お願いいたします。

〔厚生労働省の専用ホームページの URL〕 ※令和 4 年 11 月 1 日以降閲覧可能予定

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryojujisha-todokede-sys.html

(3) 医療機関等へのオンライン届出の周知

業務従事者届のオンライン届出を周知するためのチラシを作成しましたので、別添 5 のとおり、提供いたします。別添 5 のチラシ等をご活用いただきながら、医療機関等の管理者・事務担当者、歯科衛生士、歯科技工士に対して、業務従事者届のオンライン届出の積極的な活用について周知を行っていただきますよう、お願いいたします。

【別添資料一覧】

別添 1：歯科衛生士業務従事者届様式（歯科衛生士法施行規則様式第 5 号）

別添 2：歯科技工士業務従事者届様式（歯科技工士法施行規則様式第 3 号）

別添 3：歯科衛生士業務従事者届記載要領

別添 4：歯科技工士業務従事者届記載要領

別添 5：業務従事者届等のオンライン届出のご案内（周知用チラシ）

様式第五号(第九条関係)

歯科衛生士業務従事者届

氏名		性別		年齢	歳
住 所					
歯科衛生士名簿登録	番 号				
	年 月 日				
業務に従事する場所	1 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県(アを除く。)) ウ 市区町村(アを除く。)) 2 病院 3 診療所 4 介護保険施設等 (ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) エ 居宅介護支援事業所 オ その他) 5 歯科衛生士学校又は養成所 6 事業所 7 その他				
	所 在 地				
	名 称				
備 考					

(注意) 1. 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。

2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

3. 平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

様式第三号(第五条関係)

歯科技工士業務従事者届

氏名		性別		年齢	
住 所					
歯科技工士名簿登録	番 号				
	年 月 日				
業務に従事する場所	1 歯科技工所 2 病院又は診療所 3 歯科技工士学校又は養成所 4 事業所 5 その他				
	所 在 地				
	名 称				
備 考					

(注意) 1. 該当する数字を○で囲むこと。

2. 「業務に従事する場所」の欄は、2 以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。

4. 昭和 57 年 3 月 31 日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

歯科衛生士の業務従事者届記載要領

1 基本事項

(1) 氏名・年齢

歯科衛生士名簿に登録されている氏名及び年齢(届出を行う年の12月31日現在における満年齢)を正確に記入すること。

(2) 性別

該当する性別を記入すること。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

(4) 登録番号・登録年月日

平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

2 業務に従事する場所

(1) 一般事項

- ① 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。
- ② 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

① 保健所、都道府県又は市区町村

ア 保健所 保健所において業務に従事している者

イ 都道府県 都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

ウ 市区町村 市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

② 病院

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

③ 診療所

医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者

④ 介護保険施設等

ア 介護老人保健施設 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

イ 指定介護老人福祉施設 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者

ウ 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

エ その他 アからウ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑤ 歯科衛生士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所において業務に従事している者

⑥ 事業所

1 から 5 に該当しない事業所又は事務所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関その他の事業所又は事務所）において業務に従事している者

⑦ その他

1 から 6 に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

① 所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

② 名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

3 その他

業務従事者の届出義務については、実際に業務に従事している場合に生じるものであり、歯科衛生士の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、歯科衛生士学校養成所、研究機関又は行政機関に従事する者など歯科衛生士の専門的知識を用いて、歯科衛生士の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、届出が行われた場合は、受理するものとする。

歯科技工士の業務従事者届記載要領

1 基本事項

(1) 氏名・年齢

歯科技工士名簿に登録されている氏名及び年齢(届出を行う年の12月31日現在における満年齢)を記入すること。

(2) 性別

該当する性別を記入すること。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

(4) 登録番号・登録年月日

昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

2 業務に従事する場所

(1) 一般事項

- ① 該当する数字を○で囲むこと。
- ② 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

① 歯科技工所

歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所において業務に従事している者

② 病院又は診療所

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項又は第2項に規定する病院又は診療所に勤務する者であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者のための歯科技工の業務に従事している者

③ 歯科技工士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している者

④ 事業所

1から3に該当しない事業所又は事務所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所)において業務に従事している者

⑤ その他

1から4に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

① 所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

② 名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

3 その他

業務従事者の届出義務については、実際に業務に従事している場合に生じるものであり、歯科技工士の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、歯科技工士学校養成所、研究機関など、歯科技工士の専門的知識を用いて歯科技工士の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、届出が行われた場合は、受理するものとする。

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、都道府県・保健所等からの届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和4年12月31日現在における業務従事状況等を、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の方の三師届については、令和6年度からオンライン届出が可能になる予定です。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。